

11月新居浜市定例記者会見

【日時】令和7年11月25日（火） 11時00分～

【場所】新居浜市消防防災合同庁舎（5階）

【項目】

（1）令和7年第5回新居浜市議会定例会議案概要について

（2）マイナンバーカードの電子証明書に関する手続きが4郵便局でもできるようになります

（1）令和7年第5回新居浜市議会定例会議案概要について

（司会）

定刻が参りましたので定例記者会見をはじめさせていただきます。

それでは、市長よろしく願いいたします。

（市長）

本日は定例記者会見にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、令和7年第5回新居浜市議会定例会議案概要について、ご説明をさせていただきます。

本日、11月25日に招集告示いたしました「第5回市議会定例会」は、12月2日に招集いたします。

今（こん）議会に提案いたします補正予算では、こども・子育て複合施設整備事業の公共事業をはじめ、小学校施設環境整備事業等の単独事業のほか、企業立地促進対策費等の施策費及び経常経費について、予算措置をいたしております。

また、予算議案以外には、「新居浜市立児童館の指定管理者の指定について」などの一般議案のほか、「新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」などの条例議案を上程することといたしております。

その他、各議案等の詳細につきましては、企画部から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

（司会）

今回提出されます議案につきましては、お手元の議案一覧のとおりでございまして、報告1件、一般議案7件、条例議案11件、予算議案2件の合計21件です。

それでは、予算議案につきましては、財政課長から、報告、一般議案及び条例議案につきましては、総合政策課長から、それぞれ説明させていただきます。

（財政課長）

それでは、令和7年度12月補正予算案について、ご説明いたします。

12月補正予算案の概要の1ページをご覧ください。

はじめに、予算規模でございます。一般会計では、補正額3億1,597万3千円の追加、補正後の予算総額は550億3,559万円となり、対前年度同期比は4億7,539万3千円、0.9%の減となっております。

また、介護保険事業特別会計では補正額6億6,245万3千円の追加、補正後の予算総額は139億6,744万2千円となり、対前年度同期比は2億6,532万4千円、1.9%の減となっております。

2ページをご覧ください。

次に、補正予算の主な事業についてご説明いたします。

小学校施設環境整備事業につきましては、4月より特別支援学校から転学する児童の受け入れのために必要となる修繕工事等を行うものでございまして、750万円を追加いたすものでございます。

次に、救急医療体制整備費につきましては、休日夜間急患センターの運営費用に対する補助を行っているものでございます。今年度につきましては、感染症等の流行による影響が小さかったことから、受診者数が少なく医業収入が当初の見込みを下回っておりますことから、不足する運営費について補助金5,300万円を追加いたすものでございます。

3ページをご覧ください。

企業立地促進対策費につきましては、新居浜市企業立地促進条例に基づき、市内への企業立地促

進に必要な奨励措置を行い、本市産業の振興と雇用促進を図るものでございます。繰越分の2億6,198万4千円につきましては、当初予算措置をいたしておりましたが、今年度分が確定いたしましたことから、10件1億382万4千円を追加するものでございます。

4 ページをご覧ください。

全国瞬時警報システム受信機更新事業につきましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートについて、導入から5年が経過し、全国的に構成部品の老朽化等に伴う故障が増加していること、また現行受信機の故障によるサポートが終了することから、国から新型受信機への移行を求められているところでございます。このことから、574万2千円を追加し、受信機の更新を行うものでございます。

次に、コンテナクレーン整備事業につきましては、令和7年8月に新居浜港務局所有のコンテナクレーンの電動フックの故障が発生いたしましたことから、故障の原因となった電磁クラッチ及び電源ボックスの制作及び更新に要する費用として、1,300万円を追加するものでございます。

5 ページをご覧ください。寄附金関連の補正予算になります。

まず、こども・子育て複合施設整備事業につきましては、現在複合施設の設計業務を行っているところではございますが、個人の方2名より、合計150万円のご寄附をいただきました。「児童福祉に役立ててもらいたい、複合施設に活用してもらいたい」との寄附者の意思を尊重いたしまして、本事業の財源として充当いたしまして、同額について一般財源を減額する財源補正を行うものでございます。

次に、こども夢未来基金積立金につきましては、越智住宅産業株式会社様から、東予信用金庫の「とうしんSDGs私募債～ちいきのミライ～」を活用した10万円のご寄附をいただいております。寄附者の「子どもたちのために活用してもらいたい」との意思を尊重し、こども夢未来基金に積み立てを行い、今後の教育の振興に活用させていただきます。

6 ページをご覧ください。

地域福祉基金積立金につきましては、明治安田生命保険総合会社松山支店様から、明治安田「地域の元気プロジェクト」の一環として91万6千円のご寄附をいただいております。寄附者の「介護・認知症対策に役立ててもらいたい」との意思を尊重し、地域福祉基金に積み立てを行い、今後の地域福祉の増進に活用させていただきます。

7 ページをご覧ください。

補正予算の款別歳入と経費別歳出でございます。歳入につきましては、地方交付税2億6,441万9千円をはじめ、国庫支出金、県支出金、寄附金、市債と、表に記載のとおりとなっております。歳出につきましては、経常経費が1億2,515万1千円、施策費が1億6,458万円、単独事業費が2,624万2千円となっております。

8 ページをご覧ください。

債務負担行為補正についてでございます。指定管理者の更新に伴う令和8年度以降の指定管理委託料として、児童センター管理委託料ほか3件とともに、市政広報番組制作・放送業務委託料、基幹業務システム費、ふるさと納税支援等業務委託料について、債務負担行為を設定いたします。

次に、継続費補正についてでございます。3か年の計画で実施しております市庁舎大規模改修事業について、最終年度内の事業の完了が見込めなくなったことにより、事業期間を1年延長する継続費補正を行うものでございます。なお、事業費総額の変更はございません。

9 ページをご覧ください。

介護保険事業特別会計補正予算の主な事業になります。成年後見制度利用支援事業費につきましては、成年後見人の報酬算定の改定が行われたことで、報酬額が増額となったこと、また対象者が増加したことにより、予算が不足するに至りましたことから、報償費150万5千円を追加するものでございます。

次の介護サービス等諸費につきましては、介護サービス等に要する費用について、今年度の見込みを上回る利用状況となっていることから、不足する給付費6億3,696万2千円を追加いたすものでございます。

以上で、12月補正予算案の説明を終わります。

(総合政策課長)

私の方からは、報告1件、一般議案7件、条例議案11件について、ご説明させていただきます。

まず、報告第25号「専決処分の報告（損害賠償の額の決定）」につきましては、職員が除草作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた小石が駐車中の車両を損傷させた事故に係る損害賠償額の

決定について報告するものでございます。

次に、議案第66号「損害賠償の額の決定」につきましては、地方公共団体情報システムの標準化による戸籍システムのリース契約変更に伴う損害賠償の額を決定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第67号「土地改良事業の計画」につきましては、ため池等整備事業の施行に当たり、土地改良事業の計画の概要を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号から議案第72号「新居浜市立児童館の指定管理者の指定」、「新居浜市老人ホームの指定管理者の指定」、「新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定」、「新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定」、「新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の指定」につきましては、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、法令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第74号「新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、法令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第75号「新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第76号「新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、効率的な行政組織編成のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第77号「新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、法令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第78号「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、個人市民税の均等割額の税率に係る軽減措置を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第79号「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市営住宅の基準緩和及び老朽化した団地等を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第80号「新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、スコアボードの使用料を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第81号「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、新居浜市立垣生保育園を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第82号「新居浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」につきましては、法令が一部改正され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が条例に委任されたことに伴い、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第83号「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、林野火災の予防に関する事項等を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

(2) マイナンバーカードの電子証明書に関する手続きが4郵便局でもできるようになります

(市長)

次に、「マイナンバーカードの電子証明書に関する手続きが4郵便局でもできるようになります」についてでございます。

本件は、令和7年11月18日付けで、プレスリリースしておりますが、再度、この場で説明させていただきます。

12月1日からマイナンバーカードの電子証明書に関する手続きにつきまして、市民サービスの向上を図るため、4つ指定郵便局（垣生郵便局・外山郵便局・新田郵便局・中村郵便局）で開始いたします。取扱事務としましては、電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化でございます。

市民課の窓口は、混雑状況によっては1時間程度お待ちいただくこともありますが、郵便局での手続きは、事前予約制となっておりますので、待ち時間なく申請することができます。市民の皆様には、市役所だけでなく、お近くの指定郵便局もご活用いただければと考えております。

また、取扱開始日の１２月１日（月曜日）の８時４５分より外山郵便局にて開始式を行いますので、報道関係の皆様には是非お越しをいただき、取材していただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。
私からは以上でございます。